

<再周知>

令和3年5月21日

学生各位

学生課学生係

令和3年度 授業料減免申請（高専機構内独自制度）の受付について（お知らせ）

下記のとおり、受付を行いますので、申請を希望する方は、内容をご理解のうえ、必要書類を揃えて下記期限までに申請願います。

記

(1) 受付区分

災害等による特別な事由

(2) 申請受付期間

前期分 令和3年 6月14日（月）～ 6月25日（金）

後期分 令和3年10月 1日（金）～10月 8日（金）

※後期分の申請は、前期に一括申請が可能です。

(3) 対 象

全学生

ただし、次のいずれかに該当する者

- 1) 学資負担者が死亡した場合
- 2) 学生若しくは学資負担者が風水害の災害を受けた場合

※事由発生日は、授業料各期の納付期限前6月以内であること。

※新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を含む（注）

※家計基準あり、学力不問

注) 以下2点を満たすこと。

- 1) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（以下参照）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- 2) 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内であること。

<参考 公的支援の受給証明書の例示（日本学生支援機構 HP）>

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

<提出書類>

- 1) 令和3年度授業料免除申請書
- 2) 家族状況等申告書（「はい」を選択した場合に必要な書類を含む）
- 3) 所得証明書（市区町村発行）
 - ※令和3年度分であること。
 - ※合計所得金額，課税標準額，市民税・県民税額，所得控除の内訳が記載されたもの。
- 4) 住民票（世帯全員分）の写し
- 5) 新型コロナウイルス感染症の影響による場合
 - 1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった場合における公的支援の受給証明書
 - ※公的支援の受給証明書を提出できない場合には，その理由と，家計急変の事由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるということの2点を記載した保護者からの申立書（様式自由）
 - 2) 家計急変後における直近6ヵ月間の給与明細等
 - 3) 家計急変前における直近6ヵ月間の給与明細等

<参考：学内選考基準>

○家計基準

- 本人の属する世帯の総所得金額が，高専機構の定める基準額以下であること。
- ※家族構成等により異なります。

目安) 4人家族（会社員の父、パート勤務の母、高専生本人、高校生の弟）
世帯年収 約350万円程度 → 全額免除
世帯年収 約450万円程度 → 半額免除

※申請を希望する学生は，学生課学生係へ申し出てください。

家庭状況の聞き取りと，申請書の配付を行います。